（裁定の請求）

第三十九条　（略）

２　（略）

３　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

一の二　第一項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　被保険者又は被保険者であつた者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二の二～十四　（略）

４～７　（略）

（裁定の請求の特例）

第四十条　（略）

２　（略）

３　第一項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号通知書その他の当該被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

４～６　（略）

（支給停止解除の申請）

第四十一条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～十　（略）

３～６　（略）

（胎児の出生による遺族基礎年金の額の改定の請求）

第四十二条　（略）

２　（略）

３　第一項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　第一項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

４　（略）

（所在不明とされた者の申請）

第五十条　（略）

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四　（略）

３　（略）

（裁定の請求）

第三十九条　（略）

２　（略）

３　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

一の二　第一項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　被保険者又は被保険者であつた者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二の二～十四　（略）

４～７　（略）

（裁定の請求の特例）

第四十条　（略）

２　（略）

３　第一項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の国民年金手帳その他の当該被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

４～６　（略）

（支給停止解除の申請）

第四十一条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～十　（略）

３～６　（略）

（胎児の出生による遺族基礎年金の額の改定の請求）

第四十二条　（略）

２　（略）

３　第一項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　第一項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

４　（略）

（所在不明とされた者の申請）

第五十条　（略）

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四　（略）

３　（略）